

# 青色申告説明会

農業者を対象に青色申告に関する説明会を開催します。

- 《対象者》 農業所得の税申告を行っている農業者。  
青色申告へ移行を検討している方は、ぜひご参加ください。
- 《申し込み》 参加される方は、事前に各会場の申込み先へ  
電話で申込み願います。
- 《料金》 無料です。

| 会場                             | 日時                       | 申込み先                 |
|--------------------------------|--------------------------|----------------------|
| NOSAI宮城 県南支所                   | 令和7年<br>1月21日(火)<br>午後2時 | 県南支所<br>0120-059-431 |
| 石巻市河北総合センター<br>ビッグバン 視聴覚室      | 1月23日(木)<br>午前10時        | 県北支所<br>0120-818-413 |
| NOSAI宮城 中央支所                   | 1月23日(木)<br>午後2時         | 中央支所<br>0120-832-141 |
| 栗原市市民活動支援センター<br>築館総合支所 2階多目的室 | 1月24日(金)<br>午前10時        | 県北支所<br>0120-818-413 |
| NOSAI宮城 県北支所                   | 1月24日(金)<br>午後2時         | 県北支所<br>0120-818-413 |



宮城県農業共済組合 大崎市三本木字大豆坂24-3  
県南支所 0120-059-431 角田市角田字町田113  
中央支所 0120-832-141 大崎市三本木字大豆坂24-3  
県北支所 0120-818-413 登米市迫町森字平柳34-88

青色申告についてはコチラから

青色申告

検索

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm>

農業経営者のみなさん

# 青色申告

## を始めましょう

青色申告は  
かんたん！

青色申告を始めるには、  
まず何をすればいいの？



青色申告には、複式簿記の他に  
**簡易な方式**があります

簡易な方式の青色申告は、白色申告で整理した帳簿の他に、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳を整備し、**日々の取引を残高まで記帳**すれば行えます。

※ 簡易な方式の場合の青色申告特別控除は最高10万円です。  
※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の**3月15日**までに所轄の税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

メリットも  
たくさん！

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。  
青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**

○ **最高で65万円**の特別控除

「**正規の簿記**」の場合は55万円（電子申告の場合65万円）を、「**簡易な方式**」の場合は10万円を一定の要件の下で所得から控除可能です。

- 損失額の繰越しと繰戻しができます
- 専従者の給与額を必要経費に算入できます
- **農業経営基盤強化準備金制度**が使えます
- **農業者年金の保険料補助**（最高1万円/月）

収入保険に  
加入できます

 「もしも」にそなえる、  
収入保険 あなたへのエール。



農業収入の減少を幅広く補償します

○ 加入申請時に青色申告の実績が1年分あれば加入できます

※ 令和7年分から青色申告を始めた場合は、令和8年1月から保険期間が始まる収入保険に加入できます。